

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
有限会社 文化企画	代表取締役 酒井 博規	安来市西恵乃島町 837-33	令和 7 年 10 月 31 日～ 令和 7 年 11 月 13 日

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

当該業者は市発注 8 月 2 0 日開札の「原発再稼働交付金事業 沢東出雲線舗装改修工事」の契約において、現場代理人の選任を行うことができず契約解除となった。

このことが、安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱第 6 条に基づき別表第 1 第 4 号に該当するため指名停止を行う。

なお、指名停止措置の期間は 2 週間とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱
別表第 1 第 4 号

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2 週間以上 4 月以内